

学校法人会計の特徴と企業会計との違い

【はじめに】

一般的に企業は、営利の追求を事業目的としており、企業会計では収益と費用を正しく捉えて営業年度の正しい損益を計算し、併せて、企業の財政状態を知ることにより、より高い収益性と安全性を図ることを目的としています。

学校法人は、教育研究活動という極めて公益性の高い事業を遂行することを目的としており、学校法人会計では企業会計のような「損益」という目的ではなく、今後の活動を継続的かつ安定的に遂行していくため、収支の均衡の状況と財務の状態を正確に捉え、健全な経営をすることを目的にしています。

したがって、この学校法人の目的が、学校法人会計の特徴に反映されています。

【学校法人会計】

文部科学省令により定められた「学校法人会計基準」に基づき会計処理を行い、計算書類（決算書）〔資金収支計算書、事業活動収支計算書（平成 27 年度より改正）、貸借対照表〕が作成されます。

資金収支は、当該会計年度の諸活動に対する全ての収入及び支出を明らかにするものであり、事業活動収支は、「教育活動収支」「教育活動外収支」「特別収支」の 3 区分の視点から表示され、貸借対照表は、決算日の資産、負債、基本金等の状況を示し、大学（学園）の財政状況を明らかにするものです。

なお、貸借対照表の科目配列は、学校法人会計基準に則り、継続性・安定性を重視した「固定性配列法」となっています。

【企業会計】

「企業会計原則・企業会計基準等」に基づき会計処理を行い、財務諸表（決算書）〔損益計算書、貸借対照表、上場企業においてはキャッシュ・フロー計算書等〕が作成されます。営業活動の成績を損益計算で表し、単年度の期間の事業状況を明確化し、経営成績を知ることによって収益力を高めるのに役立てようとするものです。

なお、貸借対照表の科目配列は、企業会計原則に則り、資金の流動性を重視した「流動性配列法」となっています。

固定性配列法

固定資産	固定負債
流動資産	流動負債
繰延資産	純資産

流動性配列法

流動資産	流動負債
固定資産	固定負債
繰延資産	純資産